

丙第一六三三號

昭和十四年十一月二十一日

内務大臣 宮房人學課長

内務省 地方局長

地方長官殿

本月十八日勅令第七百五號ヲ以テ賃金臨時措置令、同第七百六號ヲ以テ會社職員給與臨時措置令公布相成候處先般次官會議ニ於テ右勅令ノ適用ヲ受ケザル國・地方公共團體・其ノ他・法人等ノ職員ノ給與及勞務者ノ賃金ニ付テモ之ニ準ジ適當ノ措置ヲナスコトニ申含有之候ニ付右御承知相成度此段依命及通牒候向昭和十四年

内務省

内務省
規格表 5

記
十月二十四日職員給與臨時措置調査委員會ニ於テ議決セラレタル
事項別紙御参考迄ニ及送付
追テ御問合ノ向モ有之左記念ノ爲申添候
モノトス

一、昇給ニ關シテハ昭和十四年九月十八日現在ノ内規ニ依リ昇給セシメラルルハ差支無ク又右内規或ハ給料手當ガ他ノ一般水準ニ比シ著シク劣レル場合之ヲ改善スルモ差支ナキモノニシテ徒ラニ昇給ヲ停止スルガ如キ趣旨ニ非ザルモノトス
二、賞與ニ付テハ前年支給セラレタル賞與率ニ依リ支給セラルルハ何等支障ナク前年ノ率ヲ超ユル場合ト雖モ他ノ一般的水準ニ比シ著シク給與ノ劣レル場合之ヲ右水準迄引上グルハ差支ナシ但シ大正八年九月一日内務省訓第五九二號通牒ノ適用ヲ妨ゲザルモノトス

丙第三四九號

昭和十五年三月十三日

内務次官 大達茂雄

地方長官殿

賃金給料生活者ノ一部ニ對スル應急措置ニ關スル件別紙ノ通閣議
決定相成候様仰了知相成度尙今般次官會議ニ於テ右決定ニ基キ政
府職員ニ付キテハ左記ノ通措置スルコトニ決定相成タルニ付此段
併セテ及通牒候也

記

賃金給料生活者ノ一部ニ對スル應急措置ニ關スル閣議決定ノ趣旨
ニ依リ扶養家族アル政府職員ニ對シ臨時手當等ヲ支給セントスル
場合ハ原則トシテ賞與支給ノ際加算支給ノ方法ニ依ルコト

内閣閣甲第三七號

昭和十五年二月十六日

内閣書記官長 石渡莊太郎

内務大臣 伯爵 児玉秀雄 殿

賃金給料生活者ノ一部ニ對スル應急措置ニ關スル件別紙ノ通閣議
決定相成候條依命此段及通牒候

賃金給料生活者ノ一部ニ對スル應急措置ニ關スル件

一、賃金又ハ給與ガ著シク低額ナル爲扶養家族アル低額ノ賃金給料生活者ニシテ生計ノ維持困難ナル者ニ對シ臨時手當特別賞與等ヲ支給セントスルモノニ付テハ賃金又ハ給與ニ關スル臨時措置令ノ運用ニ依リ之ヲ認ムルコト

尙右ハ嚴ニ必要已ムヲ得ザル限度ニ之ヲ止ムルコト

二、團及公共團體ニ於テモ右トノ權衡ヲ考慮シ必要アル場合ハ適當ナル措置ヲ講ズルコト

但シ規定豫算ノ範圍内ニ於テ之ヲ行フコト

三、前二項ト關聯シ生活必需品ノ價格ノ低廉ヲ期シ且ツ之ガ生產、出荷、配給ノ圓滑ヲ期スル爲至急具體的措置ヲトルコト

閣議了解事項

一 別途閣議決定ノ一ニヨル許可ノ標準ハ左記ニヨルコト

(一)當該事業場ニ於テ指定期日直前ニ賃金ヲ相當程度一齊ニ引上
ゲタルモノ又ハ其ノ賃金が同地方ノ同種事業ノ賃金ニ比シ特
ニ良好ナルモノハ之ヲ除クコト

(二)賃金ノ増給ヲ受クベキ労務者ノ範囲ハ健康保険法第三條ノ規
定ニ依ル標準報酬第十一級以下ノ者又ハ實收月平均七十圓以
下ノモノノニシテ十四才未満ノ扶養家族アルモノニ限ルコト

(三)賃金増給ノ方法ハ基本給・諸賃単價等ノ引上ゲニ依ラズ臨時
手當ニ依ラシムルコト

(四)賃金増給ヲ許可スベキ程度ハ月額ニ付キ當該事業場ニ於ケル
第二號該當ノ労務者ノ數ニ二圓ヲ乗シタル金額ノ範囲内トシ
テ各労務者ノ受クル額ハ右額額ノ範囲内ニ於テ扶養家族數其
ノ他ニ應シ適當ナル基準ニ依リ定メシムルコト

(四) 前各號ニ依ル臨時手當ノ支給ニ代へ勞務者ノ生活必需品ノ實物給與（廉賣ヲ含ム）ノ方法ニ依リ生計費ノ増加額ヲ補給スルハ望マシキコトナルヲ以テ此ノ方法ニ依リ得ル場合ハ成ルベク之ニ依ラシメ前各號ニ依ル臨時手當ノ支給ハ許可セザルコト

(六) 給料生活者ニ對スル増給ニ付テモ亦右各號ニ準スルコト
二、別途閣議決定ノ趣旨ハ眞ニ止ムヲ得ザル場合ニ限り例外的措置トシテ増給ノ途ヲ開カントスルモノナル處若シ政府ノ方針が漫然一般的増給ヲ認ムルニアルガ如キ印象ヲ與フル時ハ各方面ニ面白カラザル影響アルヲ以テ關係各廳ハコノ種ノ誤解ヲ生ゼシメザル様萬全ノ措置ヲ講ズルコト

卷之三

內業三四九

時十五年三月十三日

內編次第
大通志

卷之三

賞金給料生活者ノ一部ニ對スル應急措置ニ關スル件別紙ノ通閣議決定相成候候御了知相成度尙今般次官會議ニ於テ右決定ニ基キ政府職員ニ付キテハ左記ノ通指置スルコトニ決定相成タルニ付此段併セテ及通牒候也

賃金給料生活者ノ一部ニ對スル應急措置ニ關スル關稅決定ノ趣旨ニ依リ扶養家族アル政府職員ニ對シ臨時手當等ヲ支給セントナル場合ハ原則トシテ貰典支給ノ際加算支給ノ方法ニ依ルコト

記

内閣閣印第三七號

昭和十五年二月十六日

内閣書記官長 石渡 茂太郎 印

内務大臣伯爵 児玉秀雄殿

賃金給料生活者ノ一部ニ對スル應急措置ニ關スル件別紙ノ通關議
決定相成候條依命此段及通牒候

實金給料生活者ノ一部ニ對スル應急措置ニ關スル件

一、實金又ハ給與ガ著シク低額ナル爲扶養家族アル低額ノ實金給料生活者ニシテ生計ノ維持困難ナル者ニ對シ臨時手當特別賞與等ヲ支給セントスルモノニ付テハ實金又ハ給與ニ關スル臨時措置令ノ達用ニ依リ之ヲ認ムルコト

尙右ハ嚴ニ必要已ムヲ得ザル限度ニ之ヲ止ムルコト

二、國及公共團體ニ於テモ右トノ權衡ヲ考慮シ必要アル場合ハ適當ナル措置ヲ講ズルコト

但シ規定豫算ノ範圍内ニ於テ之ヲ行フコト

三、前二項ト關聯シ生活必需品ノ價格ノ低靡ヲ期シ且ツ之ガ生產、出荷、配給ノ圓滑ヲ期スル爲至急具體的措置ヲトルコト

閣議諒解事項

一、別途閣議決定ノ一ニヨル許可ノ標準ハ左記ニヨルコト

(一)當該事業場ニ於テ指定期日直前に實金ヲ相當程度一齊ニ引上げタルモノ又ハ其ノ實金ガ同地方ノ同種事業ノ實金ニ比シ特ニ良好ナルモノハ之ヲ除クト

(二)實金ノ増給ヲ文クベキ労務者ノ範圍ハ健康保險法第三條ノ規定ニ依ル標準報酬第十一級以下ノ者又ハ實收月平均七十圓以下ノモノニシテ十四才未滿ノ扶養家族アルモノニ限ルコト

(三)實金増給ノ方法ハ基本給、請負単價等ノ引上ゲニ依ラズ臨時手當ニ依ラシムルコト

(四)實金増給ヲ許可スベキ程度ハ月額ニ付キ當該事業場ニ於ケル第二號該當ノ労務者ノ數ニ二圓ヲ乘ジタル金額ノ範圍内トシテ各労務者ノ受クル額ハ右總額ノ範圍内ニ於テ扶養家族數其ノ他ニ應ジ適當ナル基準ニ依リ定メシムルコト

(五) 前各號ニ依ル臨時手當ノ支給ニ代ヘ勞務者ノ生活必需品ノ實物

給與一簞賣ヲ當ム、ノ方法ニ依リ半計算ノ増加額ヲ補給スルハ
望マシキコトナルヲ以テ此ノ方法ニ依リ得ル場合ハ成ルベシ之
ニ試ラシメ則各號ニ依ル臨時手當ノ支給ハ許可セザルコト

(六) 給料生沾者ニ對スル尊給ニ付ニモ亦右各號ニ準ズルにト
二、別途閣議決定ノ趣旨ハ眞ニルムヲ得ザル場合、限リ例外的措置ト

シテ增純ノ途ラ開カントスルモノナル處若シ政府ノ方針が毅然一
般的尊給ヲ認ムルニアルガ如キ印製ヲ興フル時ハ各方面ニ而白力
ラザル影響アルヲ以テ關係各廳ハコノ種ノ誤解ヲ生ダシメザルヲ
萬全ノ措置ヲ講ズルコト

丙第一六三三號

昭和十四年十一月二十一日

内務大臣 官房人事課長
内務省 地方局長

本月十八日勅令第七百五號ヲ以テ賃金臨時措置令、同第七百六號
ヲ以テ會社職員給與臨時措置令公布相成候處先般次官會議ニ於テ
右勅令ノ適用ヲ受ケザル國、地方公共團體、其ノ他ノ法人等ノ職
員ノ給與及勞務者ノ賃金ニ付テモ之ニ準ジ適當ノ措置ヲナスコト
ニ申合有之候ニ付右御承知相成度此段依命及通牒候尙昭和十四年

卷之三

鈞天大司馬傳入體

卷之三

十月二十四日職員給與臨時措置調查委員會ニ於テ議決セラレタル
事項別紙御参考迄ニ及送付

記

一、昇給ニ關シテハ昭和十四年九月十八日現在ノ内規ニ依リ昇給セシメラルルハ差支無ク又右内規或ハ給料手當ガ他ノ一般水準ニ比シ著シク劣レル場合之ヲ改善スルモ差支ナキモノニシテ徒ラニ昇給ヲ停止スルガ如キ趣旨ニ非ザルモノトス

二、賞與ニ付テハ前年支給セラレタル賞與率ニ依リ支給セラルルハ何等支障ナク前年ノ率ヲ超ユル場合ト雖モ他ノ一般的水準ニ比シ著シク給與ノ劣レル場合之ヲ右水準迄引上グルハ差支ナシ但シ大正八年九月一日内務省訓第五九二號通牒ノ適用ヲ妨ゲザルモノトス

內務省

卷之三

十世之十代曰舉目與謂皆圓滿全齊無偏口等天瑞此古之大矣

他時期於ケル賞與支給，狀況又在地城、事業種

通例ノ狀況ト比較シテ妥當ト認メラル限度ニ於テ之ヲ許可スルコト尙合併ニ因リテ設立セラレタル會社ニ在リテハ合併前ノ各會社ノ賞與支給ノ實績ヲ基礎トシ本令第九條第二項ノ規定ニ準ジテ算出シタル金額ヲモ勘案スルモノトス(二)役員又ヘ社員ニ對スル賞與ノ増加支給ノ許可ヘ原則トシテ左記ノ標準ニ依ルコト

(1) 事業年度ヲ長クシテハ無ノ理由ニ依リ前年ニ比シ當與ヲ減
回數ヲ減ジタル會社ガ前年ニ二回以上ニ分チテ支給シタル
ト同程度ノ當與ヲ一回ニ支給セントスル場合ニヘ之ヲ許可
スルコト

(2) 前年相當時期ノ當與期間ガ當期ニ比シ短期ナリシ爲當與期
間ノ長サニ比例シテ當與ノ增加支給ヲ爲サントスル場合ハ
之ヲ許可スルコト

会社職員給與臨時措置令第五條乃至第九條及第十一條ノ規定ニ依ル許可又ハ承認ニ關スル方針

一、第五條關係

準則ニ依ラザル給料手當ノ増給又ハ支給ノ許可ハ原則トシテ左記ノ標準ニ依ルコト

- (1) 特ニ拔擢ヲ必要トスル職員ニ對スル特別ノ増給若ハ新ナル支給又ハ勤務地域若ハ職務ノ種類ニ依ル特別ノ増給若ハ新ナル支給ハ其ノ事情及程度ヲ勘案シテ妥當ト認メラルトキヘ之ヲ許可スルコト
- (2) 職員ノ全部又ハ一部分ニ對シ一齊ニ増給スルコトハ原則トシテ之ヲ許可セザルコト但シ左ニ掲タル場合ノ如ク已ムヲ得ザル理由アリト認メラル場合ニハ其ノ程度及他ノ種類ノ給與トノ關係ヲ勘案シテ之ヲ許可スルコト
- (3) 所在地域・事業種目・營業規模・營業成績ノ類似スル他ノ會社ノ一般的水準ニ比シ特ニ著シク給料手當ノ劣レル會社

- 方其ノ事業經營上ノ必要ニ基キ一般的水準迄之ヲ改善スル
ガ爲ニ増給ヲ爲サントスル場合
- (同)會社ガ他ノ會社ヲ合併シ又ハ他ノ企業ヲ買收シ其ノ職員ヲ
其ノ繼承繼シタル場合從前ノ給料手當ノ準則ノ差異ニ基キ
職員中一部ノ者ノ給料手當ガ他ノ大部分ノ者ニ比シ劣レル
モノアルトキ其ノ一部ノ者ノ給與ヲ他ノ者ト同程度迄引上
ゲントスル場合
- (iv)本令施行前初任給ノ標準ヲ引上ゲタル結果現在職員ニ對ス
ル給料手當ト著シク權衡ヲ失スル爲引上ヲ必要トスルニ至
レル場合但シ右初任給ノ標準ノ引上ガ妥當ニシテ已ムヲ得
ズト認メラルルトキニ限ル

二、六條關係

定期日ニ於テ内規又ハ慣習トシテ成立セルモノナルコトヲ證明
シザル準則ハ指定期日ニ於テ内規又ハ慣習トシテ成立セルモノ
ナルトヲ證明シ得ル部分トノ權衡・所在地域・事業種目・營業

規模ノ類似スル他ノ會社ノ通例ノ準則トノ權衡及當該會社ノ從前ノ經理狀況ヨリ見テ指定期日ニ於ケル準則ト認メ難キ場合ヲ除キ原則トシテ之ヲ承認スルコト

三、第七條關係

- (1) 指定期日ニ於テ給料手當ノ準則ナキ會社又ハ指定期日後設立シタル會社ノ給料手當ノ準則ノ許可ハ原則トシテ左記ノ標準ニ依ルコト
- (2) 他ノ企業ヲ承継シタル場合ノ如ク從前ヨリ引續ケル從業者ヲ有スル會社ニ在リテハ從來ノ從業者ニ對スル給料手當ノ實情ト比較シ妥當ナルトキハ之ヲ許可スルコト
- (3) 其ノ他ノ場合ニハ所在地域、事業種目、營業規模ノ類似スル他ノ會社ノ通例ノ準則ト比較シテ不當ナラザル限り之ヲ許可スルコト

四 第八條 關係

給料手當ノ準則ノ變更ノ許可ハ原則トシテ左記ノ標準ニ依ルコト

- (1) 手當ヲ基本給料ニ組入ルガ如キ給料手當ノ總額ニハ影響フ及ボサザル場合ハ之ヲ許可スルコト但シ此ノ場合ニ於テハ賞與金等ノ計算ノ基礎トシテノ基本給料ノ計算ニ付テ必要ナル條件ヲ附スルコトアルモノトス
- (2) 天災事變等ニ基ク特別ノ勤務ニ對シ特別ノ給料手當ヲ支給セントスル場合ニハ妥當ト認メラル限度ニ於テ之ヲ許可スルコト
- (3) 所在地域、事業種目、營業規模、營業成績ノ類似スル他ノ會社ノ一般的水準ニ比シ特ヨ著シク職員ニ對スル給料手當ノ準則ノ劣レル會社ガ其ノ事業經營上ノ必要ニ基キ一般的水準迄之ヲ改善セントスル場合ニハ之ヲ許可スルコト但シ此ノ場合ニ於テハ他ノ給與ノ狀況ヲ勘案スルモノトス

- (4) 退職金若ハ恩給ニ職務ノ對象トシテ支給スルモノニ非ザルモノヲ除ク一ノ制度ノ新設又ハ其ノ支給額ノ増加ヘ妥當ト認メラルル限り之ヲ許可スルコト
- (5) 給與條件ヲ悪化セントスル準則ノ變更ヘ特ニ會社經營上已ムヲ得ザル事情アルニ非ザレバ許可セザルコト
- 真第九條關係
- (1) 前年支給セザリシ時期ニ於テ支給セントスル賞與ノ支給ノ許可ハ原則トシテ左記ノ標準ニ依ルコト
- (1) 本令施行前一年以内ニ二回以上一賞與ヲ一年一回支給スル定ノ會社ニアリテハ一回以上一賞與ヲ支給シタル會社ニ對シテハ左ニ掲タル如キ場合ヲ除キ之ヲ許可セザルコト
- (1) 將來ニ亘リ支給期ヲ變更スル場合
- (1) 本令第九條第二項ノ規定ニ基キ支給シ得ベキ賞與ヲ分割シテ支給スル場合
- (2) 其ノ他ノ會社ニ付ナハ當該會社ノ經理狀況ニ顧ミ當該會社

- (3) 営業成績ノ不良等ノ事情ニ依リ前年相當時期ニ於ケル賞與ガ過少ナリト認メラルル場合當該會社ノ通例ノ賞與ト認メラル限度迄增加支給セントスル場合ハ之ヲ許可スルコト
- (4) 所在地域、事業種目、營業規模、營業成績ノ類似スル他ノ會社ノ一般的水準ニ比シ特ニ著シク給與ノ劣レル會社ガ其ノ事業經營上ノ必要ニ基キ之ヲ一般的水準迄改善スル爲ニ賞與ヲ增加支給セントスル場合ハ之ヲ許可スルコト
- (5) 會社ノ收益ノ增加シタル場合ニ之ヲ職員ニ對シ分配スル爲給與金ノ貯蓄ニ關シテ適切ナル方法ヲ講ジテ賞與ヲ增加支給セントスル場合ハ會社ノ償却、積立其ノ他經理狀況並ニ利益配當等トノ權衡ニ顧ミ其ノ金額妥當ト認メラルトキハ之ヲ許可スルコト
- (6) 職員ノ勤勞ヲ強化シタル場合之ニ對スル報償トシテ賞與ヲ增加支給セントスル場合ハ勤勞強化ノ程度及增加支給ノ額等ヲ勘案シ妥當ト認メラルトキハ之ヲ許可スルコト

卷之十一

給與ノ許可ハ原則トシテ左記ノ標準ニ依ルコト
1)會社ガ給料手當又ハ賞與ノ額シキ不足フ補填スル意味ニ於テ

- (1) 临时給與ヲ支給スル場合ニシテ會社經營ノ堅實ヲ害セズ又所在地域、事業種目、營業規模、營業成績ノ類似スル他ノ會社ノ給與ノ一般的水準ヨリ見テ不穩當ナラズト認メラル場合ニハ妥當ナル限度ニ於テ之ヲ許可スルコト

(2) 天災事變等ニ基ク特別ノ勤務ニ對シ特別ノ給與ヲ爲サントスル場合ニハ妥當ナル限度ニ於テ之ヲ許可スルコト

(3) 其ノ他會社創立何週年記念ト云フガ如キ事由ニ基ク臨時給與ハ其ノ事由適當ニシテ且當期營業収益又ハ特ニ其ノ目的ノ爲ニ積立タル積立金ノ中ヨリ支出シ會社經營ノ堅實ヲ害セズ、又給與金ノ貯蓄方法ニ關シ適切ナル方法ヲ講ズル場合ニ限り妥當ナル限度ニ於テ之ヲ許可スルコトアルベキコト

前項職員給與臨時指揮令ノ施行ニ關スル事務中稅務監督局長又ハ
稅務署長ヲシテ取扱ハシムルモノノ範圍ニ關スル件

税務署長ヲシテ取扱ハシムルモノノ範圍ニ關スル件

卷之三

(一) 資本金百萬圓未満ノ會社（他署管内ニ支店、工場等ヲ有スルモノ及特ニ指定スルモノヲ除ク）ニ關スル第六條第二項ノ規定ニ依ル承認

二種在監督局長云シテ此據ノ事ハ凡事類ノ當分ハ内右ニ據外ハモ

(一) 稅務署長ヲシテ取扱ハシムルモノヲ除キ資本金五百萬圓未満ノ會社、他局管内ニ支店、工場等ヲ有スルモノ及特ニ指定スルモノヲ除ク)ニ關スル第六條第二項ノ規定ニ依ル承認

(二) 資本金百萬圓未満ノ會社、他局管内ニ支店、工場等ヲ有スルモノ及特ニ指定スルモノヲ除ク)ニ關スル第五條、第七條乃

至第九條及第十一條ノ規定ニ依ル許可

會社職員給與臨時措置令（以下令ト稱ス）ノ解釋ニ關スル件
一、タイピスト、電話交換手、賣子、守衛、給仕、小使ハ令第三條
ノ職員ニ非ザルモノト認ムルモノトス但シ會社ニ於テ從來職員
ト同一ニ取扱ヒ居ルモノハ其ノ取扱ニ依ルコトヲ得
二、役員又ハ社員退職ノ場合ノ退職金、慰勞金及恩給ハ令第四條ノ
給與ト認メ役員又ハ社員死亡ノ場合ノ退職金、弔慰金及遺族扶
助料ハ同條ノ給與ト認メザルモノトス
三、役員又ハ社員ニ對シ其ノ冠婚葬祭等ニ際シ贈與スルモノハ令第
四條ノ給與ニ非ザルモノトス
四、以上ノ外或ル從業者ガ令第三條第二號ノ勞務者ニ該當スルヤ否
ヤ又或ル給與ガ令第四條ノ給與ノ範圍ニ屬スルヤ否ヤニ付變義
ヲ生ジタルトキハ職員給與臨時措置調査委員ニ諮問シ之ヲ決定
スルモノトス
五、會社方郵便年金法ニ基ク團體郵便年金ノ掛金ノ全部又ハ一部ヲ

補助スル場合ニ於テハ職員ヲ年金受取人トスル場合ト雖令第十
五條ニ該當セザルモノト認ムルモノトス

- 職員給與臨時措置調査委員會ニ諮問スベキ事項
- 一、會社職員給與臨時措置令ノ解釋ニシテ重要ナルモノニ關スル件
 - 二、地方官廳ヲシテ收取拔ハシムル事務ノ範圍ニ關スル件
 - 三、會社職員給與臨時措置令第五條乃至第九條及第十一條ノ規定ニ依ル許可又ハ承認ニ關スル方針
 - 四、資本金千萬圓以上ノ會社ニ關スル具體的事案但シ輕微ナルモノヲ除ク
 - 五、資本金百萬圓以上ノ會社ノ臨時給與ノ支給ノ許可ニ關スル具體的學案ニシテ其ノ金額ノ合計ガ十萬圓以上ニ上ルモノ
 - 六、三ノ方針ニ依ラズシテ處理スルヲ適當ト認ムル具體的學案
 - 七、其ノ他會社職員給與臨時措置令ノ施行ニ關シ主務大臣ニ於テ諮詢スルヲ適當ト認メタル學案